

新潟工業短期大学後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は新潟工業短期大学後援会と称し、事務局を新潟工業短期大学内に置く。

第2条 本会は、本学教育目的達成と本学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学、厚生及び課外活動に対する援助
- (2) 学生の就職指導及び斡旋についての援助
- (3) 教育及び施設設備の充実のための援助
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 父母会員 学生の父母又は保証人
- (2) 賛助会員 本学の趣旨に賛同するもので会長が入会を承認した者
- (3) 特別会員 本学の教職員である者及び委員会の承認を経て推薦された者

第5条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 父母会員 20,000円

第2章 役員、顧問及び職員

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 評議員 12名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事長及び幹事 若干名

第7条 役員を選任は、次の方法による。

- (1) 会長及び副会長は、評議員の互選とする。
- (2) 評議員及び監事は、会員のうちから選出し、会長が委嘱する。
- (3) 幹事は、父母会員及び特別会員のうちから会長が委嘱する。

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了の後であっても、後任者が選任されるまではその職務を行う。
- 第9条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員報酬は役員会の議決を得て会長が定める。

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員は、本会の事業内容について審議する。
- (4) 監事は、本会の事業の運営について監査する。
- (5) 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第12条 本会は、必要に応じ事務職員を置くことができる。

- 2 事務職員は、会長が任命し、役員会の承認を受けるものとし、上司の指揮を受けて事務を処理する。

第3章 会議等

第13条 本会の会議は、総会、評議員会、幹事会とする。

- 2 総会は、第4条に規定する会員の出席により年1回開催し、本会の運営方針について意見交換を行う。ただし、招集が困難な場合は、評議員会で審議し、会員への通知をもって総会に代えることができる。

第14条 評議員会は、第6条に規定する役員及び会長が必要と認めた者で構成する。

- 2 会長は、必要と認めたとき役員を召集し、議長となる。
- 3 会長は、評議員の2分の1以上又は監事から評議員会召集の請求があったときは、これを行わなければならない。

第15条 評議員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の改正に関する事項
- (2) 予算・決算・事業計画および事業報告に関する事項
- (3) 会長、副会長及び監事の選出に関する事項
- (4) 会長において必要と認めた事項

第16条 評議員会は、過半数が出席しなければ開くことができない。

ただし、代理を委任した場合または議案について賛否を明らかにした委任状を提出したときは、出席とみなす。

2 評議員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 幹事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会において付議された事項
- (2) 本会の事業計画の立案及び運営に関する事項
- (3) 予算案の作成及び執行に関する事項
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第18条 幹事会は、幹事長が必要と認めるとき召集して議長となる。

2 幹事長は、会長又は幹事の2分の1以上若しくは監事から幹事会召集の請求があったときは、これを行わなければならない。

3 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会計及び監査

第19条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第21条 会長は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に次の書類を作成し、監事に提出してこの監査を受け、総会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

2 監事は、会員の5分の1以上から理由を付して監査の請求があったときは、これを行わなければならない。

附 則

1 この会則は、平成3年4月1日から施行する。

2 この会の会則の施行に必要な規程は、委員会の議決を経て、会長が定める。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月6日から施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日に遡って施行する。

後 援 会 会 則

新潟工業短期大学後援会